

北九州市保護課と懇談(社保協) 「14日以内の要否決定」で前進

10月13日 小倉生健会も加盟している北九州社保協(北九州市社会保障推進協議会)と、北九州市生活保護課の懇談会が開催されました。

今回は、生活保護問題に絞って懇談が行われました(後日、介護についての懇談会も計画されています)。この中で、生活保護の申請権を侵害しないこと、住宅扶助費が北九州市は、全国の政令市の中や県内近郊でも、最も低いので改善をすること、分かりにくい保護決定・変更通知の改善などを要請しました。

懇談の中で、保護法で申請から14日以内に要否判定をしなければならないのに、18%程度しか守られていないことについて、保護課から「8月に改善のための通達を発行した」との回答がありました。

参加者から、福岡県と生健会の交渉で、



県は「葬祭扶助費の引き上げ」「共益費の支給」「70才に達すると保護費が下がることの激変緩和」「夏季加算の創設」を国に要望している。北九州市も県と一緒に国に要望してほしいとの声があがりました。



合同班会議は「終活」

10月7日、3ヶ月に一度の合同班会議を小倉南区で開き、多くの参加者で交流しました。会員の高瀬菜穂子県会

議員も参加して、挨拶をいただきました。昼食を囲んでの合同会議では、南区の吉田班から出されていた「私の要求」も披露されました。高齢会員が多かったために、話は「終活(人生の終わりに向けて、前向きに準備すること)」に集中しました。「保護費からの葬祭費20万6千円で、どんな葬式ができるか」「葬儀場はどこが安いのか」「お坊さんは呼べるのか」「喪主はどうするのか」などなど、おおいに盛り上がりしました。次回は、1月13日(土)ですが、場所と時間は未定です。今から予定表に記入を。

小倉生健会

生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために

<主な日程>
 11/27(月) 14時 生存権裁判 第10回口頭弁論 福岡 301 法定
 11/28(火) 13時半 年金裁判 第9回口頭弁論 福岡 301 法定
 1/13(土) 合同班会議 場所・時間未定

えっふーん 「下着は縫い直して使う。姉の葬儀に行けなかった」 生活保護費引き下げで、一層苦しく

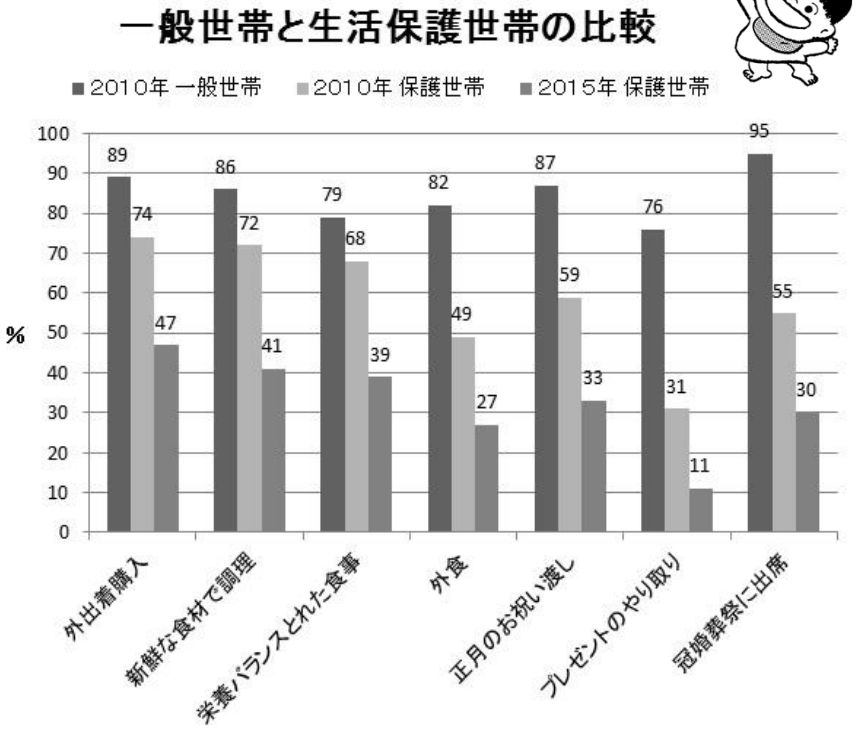
9月に行われた、生活保護費引き下げの取り消しを求める生存権裁判で、諸隈美波弁護士が行った意見陳述(詳細は裏面参照)は、生活保護受給者の深刻な生活実態を明らかにしました。

陳述書は、厚生労働省や日本福祉大学の山田壮史郎准教授などが行った、アンケートをもとに①一般世帯と生活保護世帯の比較。②生活保護費が3年連続引き下げられた前の2010年と、引き下げ後の2015年の生活保護世帯を比較(グラフ参照)・分析しています。

生活実態では「下着は縫い直して使う」「風呂にお湯をはるのは冬の間だけ。水は1週間交換しない」など、下着や入浴についても、生活の質の低下を嘆く声が見受けられました。

また、「姉の葬式に行けなかった。安い電報しか打てず、きちんと供養できなかった」「子どもに卒園式の服を買ってやれなくて、情けない思いをした」など、いずれも保護基準引

き下げがもたらした、深刻な生活保護者の実態が浮き彫りになりました。



知っていますか? 無料・低額診療制度

健和会の病院・診療所、済生会病院など。 歯科もあります

無料低額診療制度とは、低所得者などに病院が無料または低額な料金で診療を行う制度です。医療費が無料か低額かの基準は病院ごとに決められていますが、1ヶ月の収入が生活保護基準のおおむね1.4倍以下です。例えば、1.2倍以下は無料、1.4倍以下は半額という具合です。また、一定の収入があってローンの返済などで困窮しているケースでも利用できる場合もあります。相談窓口は医療ソーシャルワーカー(MSW)が担当しているところが多く、他に利用できる制度なども紹介してくれます。ただし、調剤薬局などでは利用できないので投薬の範囲などは窓口によく確かめてください。

北九州市内では、健和会の各病院・診療所(歯科含む)や済生会病院・三萩野病院・新栄病院・済生会病院等が無料低額診療を実施しています。この制度は知らない人も多いので医療費に困っている方に知らせてあげてください。

2017年9月11日 弁護士 諸隈 美波

1 この書面の目的は、日本福祉大学准教授の山田壮史郎氏が作成した意見書「生活保護基準引き下げの生活への影響—違憲訴訟原告アンケートの結果から—」の内容を明らかにし、生活保護基準引き下げが憲法25条の根幹をゆるがすものであったこと、引き下げにより原告らが深刻な被害を被っていることを明らかにするものです。



2 意見書では、2つの調査の比較、分析を行っています。

1つめは、2015年9月～2016年1月に原告を含む全国の生活保護利用世帯を対象に行った「生活保護利用世帯の暮らしに関するアンケート」です。この2015年アンケートには、604人が回答していますが、その中にはこの訴訟の原告58人分の回答も含まれています。

この2015年アンケートと比較されたのが、厚生労働省が2010年に行った調査です。この厚労省調査は、全国の生活保護利用世帯と、生活保護を利用していない一般世帯を対象にしています。先ほどの2015年アンケートは、厚労省調査の質問を活用していましたので、厚労省調査と原告アンケートの質問はほとんど同じ内容になっていました。

これらの調査結果から、2つのことが明らかになります。1つめは、厚労省調査を分析することで、2010年の時点で、生活保護利用世帯と一般世帯との生活水準が、どれくらい違っていたか、ということです。2つ目は、厚労省調査と2015年アンケートと比較することで、2010年から2015年の間、すなわち生活保護基準引き下げの前後で、生活保護利用世帯の生活がどのように変化したか、ということが明らかになります。

2 調査結果の説明

(1) まず、「2010年の時点で、生活保護利用世帯の生活が、一般世帯よりも低い水準におかれていたこと」がわかりました。たとえば、普段の生活では、新鮮な食材で調理している、栄養のバランスがとれた食事をしている、献立の種類をふやすよう努力している、年に1、2回以上外出着を購入する、という質問がされました。すべての質問において、一般世帯では6割以上の方が「できている」と回答していました。しかし、生活保護利用世帯では、すべての質問において、一般世帯の回答結果を下回っていました。たとえば、「新鮮な食材で調理している」という質問では、一般世帯の85%以上が「できている」と回答したのに比べて、被保護世帯では70%にとどまりました。レジャー、社会参加についても、外食を楽しむ機会や正月のお祝いのお祝い、ショッピングや雑誌の購入の頻度についても被保護世帯では大きな開きがありました。

さらに、親族、近隣との付き合いについては、プレゼントのやり取りや、友人・親戚に会いに行くこと、冠婚葬祭への出席といった質問についても、低い数字となっており、親族、近隣との付き合いが制約されていたことがわかりました。

そして、これらの項目が2015年にはどう変化したか、ということですが、普段の生活に関する項目では、すべての質問において大幅に回答結果が悪化しました。特に、「新鮮な食材で調理している」という質問では、この5年間で30ポイント以上下がりました。その他の質問においても、18ポイント～29ポイント近く下がっており、生活保護利用世帯の、普段の暮らしが、この5年間で大幅に悪化したことがわかります。

レジャーや社会参加に関する質問も、すべての質問で回答結果が大幅に悪化しており、この5年間で20ポイント前後下落しています。近隣・親族との付き合いに関する質問も、すべての項目で20ポイント前後の下落となりました。

先ほど述べたとおり、今までみてきた項目は、2010年のときから、生活保護利用世帯が

一般世帯よりも、低い生活水準におかれていた項目ですが、今回の生活保護引き下げにより、さらにその生活水準が悪化したこととなります。

(2) 次に、2010年の時点では、一般世帯と生活保護利用世帯との間に、大きな格差はありませんでした。具体的には、規則正しい食事、年に1、2回以上着購入、2、3日に一回以上入浴という質問について、一般世帯と、生活保護利用世帯は、大きな差はありませんでした。しかし、2015年には、「規則正しい食事をしている」という項目が、20ポイント以上低くなったことを筆頭に、残る2つの質問においても、この5年間で、20ポイント以上低くなりました。つまり、生活必需品のうち、フローに関する項目については、生活保護基準引き下げ前は、一般世帯と概ね同じ生活水準を維持できていたのですが、今回の保護基準引き下げにより、生活保護利用者の生活水準が大幅に悪化したことが明らかになったのです。

3 さらに、山田准教授は、首都大学東京の安部彩教授が行った社会必需品に関する調査と2015年アンケートをあわせて考察しています。

安部教授が行った調査では、国民の誰もが最低限の生活を営むために必要だと考えている項目は、「1日2回以上の食事」「1日1回以上の野菜」「1年1回以上の下着購入」「親族の冠婚葬祭への出席」でした。これらは、2015年アンケートの「規則正しい食事」「栄養バランスの取れた食事」「年に1、2回以上の下着購入」「親族の冠婚葬祭に出席」に置き換えることができますが、その数値は、大幅に低くなっており、特に親族の冠婚葬祭に出席するという項目は、わずか30%程度にとどまっています。このことから山田准教授は、生活保護基準の引き下げは、国民的合意が得られている最低限度の生活水準さえも切り崩すことをもたらしたと述べています。

そして、山田准教授は、『憲法25条は、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障していますが、このうち、「健康

で文化的な」という部分を「生活の質の向上」に、「最低限度の生活」を「生活必需品項目」に置き換えるならば、今般の生活保護基準の引き下げは、被保護世帯が従前から低位な水準に置かれていた「健康で文化的な生活」をますます低下させ、従前はある程度保障されていた「最低限度の生活」さえも脅かすようになったと評価することができよう。』とまとめています。

4 さらに、2015年アンケートの結果からは、保護基準の引き下げによって、生活の質も低下したということが明らかになりました。アンケートでは、「保護費が減額されて困ったこと、節約するようになったことはありますか」という質問に、自由に答えてもらいました。その結果、「毎日漬け物ばかり食べている」「肉はほとんど食べられない」、「米を節約するため、おかゆを食べようになった」など、食事の質の低下に触れた回答が、過半数を超えていました。また、「下着は縫い直してつかう」「衣類は公団のバザーのみ」「風呂にお湯をはるのは冬の間だけ。1週間は交換せず、毎日同じお湯に浸かっている」など、下着や入浴についても、生活の質の低下を嘆く声が見受けられました。また、自由回答の中には、趣味や生きがいを奪われているという記載も多数見受けられました。具体的には「基会所へ行けなくなった」「わずかな楽しみだった銭湯とカレー屋に行けなくなった」「姉の葬式に行けなかった。安い電報しか打てず、きちんと供養できなかった」「子どもに卒園式の服を買ってやれなくて、情けない思いをした。」「外出するとお金がかかるのでいつも家にいるようになった。檻の中に閉じ込められたみたいだ」など、その内容は様々ですが、いずれも保護基準引き下げがもたらした深刻な被害です。

5 今まで説明してきたとおり、今回の生活保護基準の大幅な引き下げは、憲法25条に保障された生存権を破壊するものです。裁判所には憲法25条が国民への恩恵ではなく、すべての国民に保障された権利であることを認める判断を希望して、第13準備書面の要旨の説明を終わりたいと思います。